

なかつたり虚偽の書類を提出したのものまたは関係公務員・精神保健審議委員会委員の検査・審査を拒否・妨害または回避したもの

6. 第 41 条第 1 項の規定に違反したもの

- ② 第 1 項の規定による過怠料は、大統領令が定めたところにより保健福祉部長官または市・道知事が負荷・徴収する。
- ③ 第 2 項の規定による過怠料処分に不服があるものは、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に保健福祉部長官または市・道知事に意義を提起できる。
- ④ 第 2 項の規定による過怠料処分をうけたものが第 3 項の規定により意義を提起したときには、保健福祉部長官または市・道知事は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなくてはならず、その通報を受けた管轄法院は非訟事件節次法による過怠料の裁判をする。
- ⑤ 第 3 項の規定による期間内に意義を提起せず過怠料を納付しなかったときには、国税または地方税制納処分の例によりこれを徴収する。

## 附則

### 第 1 条（施行日）

この法は 1998 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条の規定は公布した日から施行する。

### 第 2 条（精神医療機関の施設基準に関する経過措置）

この法の施行当時設置・運営されている精神医療機関は 2001 年 6 月 30 日まで第 12 条第 1 項の規定による基準に適合するようにしなくてはならない。

### 第 3 条（精神疾患療養施設に関する経過措置）

この法の施行当時社会事業法による精神疾患療養施設は、この法による精神疾患療養施設とみる。ただし、1999 年 12 月 31 日まで第 10 条第 3 項の規定による基準に適合するようにしなくてはならない。

### 第 4 条（精神療養病院に関する経過措置）

- ① この法の施行当時従前の規定により運営されている精神療養病院は、1999 年 12 月 31 日までに第 12 条第 1 項の規定による基準を持つ精神病院の許可を受けなくてはならない。
- ② この法の施行当時従前の規定により精神療養病院を設置中の社会福祉法人は、1999 年 12 月 31 日までに第 12 条第 1 項の規定による基準を持つ精神病院の許可を受ける条件で従前の規定に従い精神療養病院の許可を受けることができる。

### 第 5 条（精神医療法人に関する経過措置）

- ① この法の施行当時従前の規定により精神療養病院を設置する目的で設立された精神医療法人は医療法第 41 条の規定による医療法人とみる。
- ② この法の施行当時従前の規定により社会復帰施設を設置する目的で設立された精神医療法人は社会福祉事業法第 16 条の規定による社会福祉法人とみる。

#### 第 6 条（他の法令との関係）

この法の施行当時他の法令から精神保健法の規定を引用している場合、この法中それに関して規定があるときにはこの法の該当規定を引用したこととみる。

#### 附則（2000 年 1 月 12 日）

この法は、公布後 6 ヶ月経過した日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項の改定規定と法律第 5486 号精神保健法中改定法律附則第 2 条の改定規定は公布して日から施行する。

「精神病院・社会復帰施設等の評価及び情報提供のあり方に関する研究」  
研究班名簿

主任研究者	竹島 正	国立精神・神経センター精神保健研究所
分担研究者	浅野 弘毅	仙台市立病院精神科
	佐藤 忠彦	桜ヶ丘記念病院
	須藤浩一郎	土佐病院
	寺田 一郎	社会福祉法人ワーナーホーム
	永田 耕司	長崎大学公衆衛生学教室
研究協力者	五十嵐良雄	秩父中央病院
	伊藤 弘人	国立保健医療科学院
	籠本 孝雄	府立中宮病院
	桑原 寛	神奈川県立精神保健福祉センター
	齋藤 昌治	井之頭病院
	立森 久照	国立精神・神経センター精神保健研究所
	田中 稜一	五稜会病院
	中村 健二	鹿児島県保健福祉部
	三宅 由子	国立精神・神経センター精神保健研究所

(50音順)

---

平成 13 年度厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

「精神病院・社会復帰施設等の評価及び情報提供のあり方に関する研究」研究報告書

発行日 平成 14 年 4 月

発行者 「精神病院・社会復帰施設等の評価及び情報提供のあり方に関する研究」主任研究者 竹島 正

発行所 国立精神・神経センター精神保健研究所

〒272-0827 千葉県市川市国府台 1-7-3

TEL : 047-372-0141 FAX : 047-371-2900

---